

修正国際基準（国際会計基準と企業会計基準委員会による修正会計基準によって構成される会計基準）

修正国際基準の適用

2015年6月30日
企業会計基準委員会

目 的

1. 本文書の目的は、修正国際基準（国際会計基準と企業会計基準委員会による修正会計基準によって構成される会計基準）（以下「修正国際基準」という。）に準拠した連結財務諸表を作成する場合において、準拠すべき規定を示すことである。

構 成

2. 修正国際基準は、以下から構成される。
 - (1) 本文書
 - (2) 当委員会が採択した国際会計基準審議会（IASB）により公表された会計基準及び解釈指針（以下、会計基準及び解釈指針を合わせて「会計基準等」という。）
 - (3) 「企業会計基準委員会による修正会計基準」

適 用

3. 修正国際基準に準拠した連結財務諸表を作成する場合には、別紙1に記載した当委員会が採択したIASBにより公表された会計基準等の規定に別紙2に記載した企業会計基準委員会による修正会計基準における「削除又は修正」を加えた規定に準拠しなければならない。
4. 当委員会が採択したIASBにより公表された会計基準等において「International Financial Reporting Standards (IFRSs)」という用語が会計基準等の体系を指すものとして使用されている場合、「Japan's Modified International Standards (JMIS): Accounting Standards Comprising IFRSs and the ASBJ Modifications」（「修正国際基準（国際会計基準と企業会計基準委員会による修正会計基準によって構成される会計基準）」）と読み替える。

適用時期

5. 修正国際基準は、2016年3月31日以後終了する連結会計年度に係る連結財務諸表から適用することができる。四半期連結財務諸表に関しては、2016年4月1日以後開始する連結会計年度に係る四半期連結財務諸表から修正国際基準を適用することができる。
6. 別紙1に記載された会計基準等について、次項に記載したものを除き、当該会計基準等に記載された発効日及び経過措置に基づき適用しなければならない。
7. 次の会計基準等における発効日に関する規定は、次のとおりとする。
 - IFRS第9号「金融商品」(2010年)7.1.1項を「An entity shall apply IFRS 9 (2010) for annual periods beginning on or after 1 January 2018. Earlier application is permitted. However, if an entity elects to apply IFRS 9 (2010) early, it must apply all of the requirements in IFRS 9 (2010) at the same time. If an entity applies IFRS 9 (2010) in its financial statements for a period beginning before 1 January 2018, it shall disclose that fact and at the same time apply Appendix C Amendments to other IFRSs of IFRS 9 (2010).」に置き換える。

(参考)

企業は、IFRS第9号(2010年)を2018年1月1日以後開始する事業年度に適用しなければならない。早期適用は認められる。しかし、企業がIFRS第9号(2010年)を早期適用することを選択する場合には、IFRS第9号(2010年)の要求事項のすべてを同時に適用しなければならない。企業がIFRS第9号(2010年)を2018年1月1日前に開始する期間の財務諸表に適用する場合には、企業はその旨を開示し、同時にIFRS第9号(2010年)の付録C「他のIFRSの修正」を適用しなければならない。

議 決

8. 本文書は、第314回企業会計基準委員会に出席した委員12名全員の賛成により承認された。なお、出席した委員は、以下のとおりである。

小 野 行 雄 (委員長)
新 井 武 広 (副委員長)
小賀坂 敦 (副委員長)
関 口 智 和
関 根 愛 子
淵 田 康 之
正 脇 久 昌
増 一 行
弥 永 真 生

柳 橋 勝 人
吉 田 稔
渡 部 仁

別紙 1 当委員会が採択した IASB により公表された会計基準等

以下は、当委員会が採択した IASB により公表された会計基準等の一覧を示している。ただし、*が付された会計基準等の要求事項の一部については、別紙 2 に記載された「企業会計基準委員会による修正会計基準」によって「削除又は修正」が加えられる。

なお、当委員会が採択した IASB により公表された会計基準等には、会計基準等に付属しているがその一部を構成しないもの（結論の根拠、適用ガイダンス、設例）は含まれない。

会計基準（2012 年 12 月 31 日現在で公表されているもの）

会計基準の名称	
IFRS 第 1 号	「国際財務報告基準の初度適用」
IFRS 第 2 号	「株式に基づく報酬」
* IFRS 第 3 号	「企業結合」
IFRS 第 4 号	「保険契約」
IFRS 第 5 号	「売却目的で保有する非流動資産及び非継続事業」
IFRS 第 6 号	「鉱物資源の探査及び評価」
* IFRS 第 7 号	「金融商品：開示」
IFRS 第 8 号	「事業セグメント」
* IFRS 第 9 号	「金融商品」（2010 年）
IFRS 第 10 号	「連結財務諸表」
IFRS 第 11 号	「共同支配の取決め」
IFRS 第 12 号	「他の企業への関与の開示」
IFRS 第 13 号	「公正価値測定」
* IAS 第 1 号	「財務諸表の表示」
IAS 第 2 号	「棚卸資産」
IAS 第 7 号	「キャッシュ・フロー計算書」
IAS 第 8 号	「会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬」
IAS 第 10 号	「後発事象」
IAS 第 11 号	「工事契約」
IAS 第 12 号	「法人所得税」
IAS 第 16 号	「有形固定資産」
IAS 第 17 号	「リース」
IAS 第 18 号	「収益」
* IAS 第 19 号	「従業員給付」

IAS 第 20 号	「政府補助金の会計処理及び政府援助の開示」
IAS 第 21 号	「外国為替レート変動の影響」
IAS 第 23 号	「借入コスト」
IAS 第 24 号	「関連当事者についての開示」
IAS 第 26 号	「退職給付制度の会計及び報告」
IAS 第 27 号	「個別財務諸表」
* IAS 第 28 号	「関連会社及び共同支配企業に対する投資」
IAS 第 29 号	「超インフレ経済下における財務報告」
IAS 第 32 号	「金融商品：表示」
IAS 第 33 号	「1 株当たり利益」
IAS 第 34 号	「期中財務報告」
IAS 第 36 号	「資産の減損」
IAS 第 37 号	「引当金、偶発負債及び偶発資産」
IAS 第 38 号	「無形資産」
IAS 第 39 号	「金融商品：認識及び測定」
IAS 第 40 号	「投資不動産」
IAS 第 41 号	「農業」

解釈指針（2012 年 12 月 31 日現在で公表されているもの）

解釈指針の名称	
IFRIC 第 1 号	「廃棄、原状回復及びそれらに類似する既存の負債の変動」
IFRIC 第 2 号	「協同組合に対する組合員の持分及び類似の金融商品」
IFRIC 第 4 号	「契約にリースが含まれているか否かの判断」
IFRIC 第 5 号	「廃棄、原状回復及び環境再生ファンドから生じる持分に対する権利」
IFRIC 第 6 号	「特定市場への参加から生じる負債——電気・電子機器廃棄物」
IFRIC 第 7 号	「IAS 第 29 号「超インフレ経済下における財務報告」に従った修正再表示アプローチの適用」
IFRIC 第 9 号	「組込デリバティブの再査定」
IFRIC 第 10 号	「期中財務報告と減損」
IFRIC 第 12 号	「サービス委譲契約」
IFRIC 第 13 号	「カスタマー・ロイヤルティ・プログラム」
IFRIC 第 14 号	「IAS 第 19 号——確定給付資産の上限、最低積立要件及びそれらの相互関係」

IFRIC 第 15 号	「不動産の建設に関する契約」
IFRIC 第 16 号	「在外営業活動体に対する純投資のヘッジ」
IFRIC 第 17 号	「所有者に対する非現金資産の分配」
IFRIC 第 18 号	「顧客からの資産の移転」
IFRIC 第 19 号	「資本性金融商品による金融負債の消滅」
IFRIC 第 20 号	「露天掘り鉱山の生産フェーズにおける剥土コスト」
SIC 第 7 号	「ユーロの導入」
SIC 第 10 号	「政府援助——営業活動と個別的な関係がない場合」
SIC 第 15 号	「オペレーティング・リース——インセンティブ」
SIC 第 25 号	「法人所得税——企業又は株主の課税上の地位の変化」
SIC 第 27 号	「リースの法形式を伴う取引の実質の評価」
SIC 第 29 号	「サービス委譲契約：開示」
SIC 第 31 号	「収益——宣伝サービスを伴うバーター取引」
SIC 第 32 号	「無形資産——ウェブサイトのコスト」

別紙 2 企業会計基準委員会による修正会計基準

以下は、企業会計基準委員会による修正会計基準の一覧を示している。

企業会計基準委員会による 修正会計基準の名称	「削除又は修正」の対象となる会計基準等
企業会計基準委員会による修正会計 基準第 1 号「のれんの会計処理」	<ul style="list-style-type: none">・ IFRS 第 3 号「企業結合」・ IAS 第 28 号「関連会社及び共同支配企業に対する投資」
企業会計基準委員会による修正会計 基準第 2 号「その他の包括利益の会 計処理」	<ul style="list-style-type: none">・ IFRS 第 7 号「金融商品：開示」・ IFRS 第 9 号「金融商品」（2010 年）・ IAS 第 1 号「財務諸表の表示」・ IAS 第 19 号「従業員給付」

以 上

NOTICE

Copyright

This standard contains copyright material of the International Financial Reporting Standards Foundation® (“Foundation”)® in respect of which all rights are reserved.

Reproduced and distributed by the Financial Accounting Standards Foundation (“FASF”) and the Accounting Standards Board of Japan (“ASBJ”) with the permission of the International Financial Reporting Standards Foundation subject to the restrictions contained in this Notice. No rights granted to third parties to commercially reproduce, store in a retrieval system or transmit in any form or in any means without the prior written permission of the FASF and the Foundation.

In particular, as a condition of using the materials on this website, users (“Users”) agree that:

1. Users shall not, without prior written agreement of the FASF and the Foundation have the right to license, sublicense, sell, rent, or otherwise distribute any portion of Japan’s Modified International Standards (“JMIS”) to third parties.
2. Users and any other third parties do not have the right to reproduce, in either hard copy or electronic format, the text of any specific document, extract or combination thereof for any seminar, conference, training or similar commercial event without the prior written permission of the FASF and the Foundation.
3. Users are obliged to obtain the approval from the FASF and the Foundation to produce more copies than those permitted by the fair copying provisions of the copyright legislation in the respective territory from which they access JMIS or to sublicense JMIS as per paragraph 1 of this Notice or to use JMIS for one of the purposes set out in paragraph 2 of this Notice.
4. Each of the FASF and the Foundation reserves the right to make additional charges for use in accordance with the paragraphs 1 to 3 of this Notice.
5. If any User breaches any of the provisions of paragraphs 1 to 3 of this Notice their right to use JMIS shall forthwith terminate.
6. Please address any requests regarding this Notice to jmis@asb.or.jp for the FASF or publications@ifrs.org for the Foundation.

Disclaimer

JMIS are issued by the Accounting Standards Board of Japan (“ASBJ”) in respect of its application to Japanese entities and have not been prepared or endorsed by the International Accounting Standards Board (“IASB”). The IASB, the Foundation, the ASBJ and the publishers do not accept responsibility for any loss caused by acting or refraining from acting in reliance on the material in this publication, whether such loss is caused by negligence or otherwise.

Restriction

JMIS are not to be distributed outside Japan save for the use by the following:

1. investors and potential investors in Japanese companies, who may want to gain understanding of JMIS, and
2. subsidiaries and associates of Japanese parent companies, which are incorporated and/or based outside of Japan.